

県産品販売・情報発信拠点「THE GIFTS SHOP」運営業務

プロポーザル募集要項

令和5年7月7日

岐阜県 商工労働部

県産品流通支援課

目次

第1 募集の内容	1
1 委託業務名	
2 業務内容	
3 委託業務期間	
4 開店時期	
5 委託金額	
6 経費負担	
第2 プロポーザルに係る事項	1
1 プロポーザル参加の要件	
2 企画提案書の作成	
3 プロポーザルの手続き等	
(1) スケジュール	
(2) 募集要項等の配布	
(3) 質問事項の受付、回答	
(4) プロポーザル参加申込書の受付	
(5) 企画提案書等、書類の受付	
(6) プロポーザル参加に際しての留意事項	
(7) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項	
第3 評価に関する事項	5
1 評価方法	
2 プロポーザル評価会議	
(1) 開催日時	
(2) 開催場所	
(3) 企画提案の所要時間	
(4) 注意事項	
3 プロポーザル評価基準	
第4 選定に係る事項	6
1 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法	
(1) 順位の付与	
(2) 提案者が一者又はない場合の取扱い	
2 選定結果の通知及び公表	
第5 契約の締結	6
第6 業務の継続が困難となった場合の措置について	6
1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第7 その他	7
第8 問い合わせ先	7
別表 評価項目及び評価基準	8

県産品販売・情報発信拠点「THE GIFTS SHOP」運営業務プロポーザル募集要項

J R岐阜駅に隣接する商業施設「ワールドデザインシティ・GIFU（アクティブG）」（以下、「アクティブG」という。）内に整備されている「THE GIFTS SHOP」（以下、「拠点」という。）は、県産品を通じて岐阜県の魅力～ヒト・コト・モノ・場の魅力～を国内外に発信するとともに、ブランディングの足掛かりとなる県産品販売・情報発信の拠点である。

この拠点において、県伝統工芸品、旬を彩る県産品の他、県内企業が新たに開発した商品などを取り扱うことにより、県産品や地域産業企業等を支援する事業を実施するにあたり、より効率的・効果的に行うための提案を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務名

県産品販売・情報発信拠点「THE GIFTS SHOP」運営業務

2 業務内容

別添1「仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

4 開店時期

令和6年4月頃

5 委託金額

0円

6 経費負担

別添1「仕様書」のとおり

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人格を有する法人（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

なお、単独の法人等にあつては、下記①から⑦までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあつては、代表構成員が①を満たし、かつ代表構成員を含む全ての構成員が②から⑦までのすべての要件を満たす必要があるものとします。

①県内に本社、本店又は主となる活動拠点等を置いている法人等であること。

②岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に搭載されている者であること。

③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

④岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。

⑤県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受け

ていないこと又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

⑥法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うに当たっては、プロポーザル参加申込時点で、当該免許、許可、認可を受けていること。又は受ける見込みがあること。

⑦宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

これらの要件は、参加申込時から契約締結まで継続的に満たしている必要がある。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を様式1に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3判資料 折込使用可）とし、参考・説明資料を含め30ページ（両面印刷可）までとします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

なお、企画提案に係る参考・説明資料が必要な場合は、任意様式で添付することができます。

①事業実施及び拠点運営・管理の基本方針等

②本業務の実施体制（人員体制、スタッフの経歴・資格等）

③店舗運営計画（営業時間、店舗レイアウト等）

④実施スケジュール

受託期間中のスケジュール（契約から開店まで及び開店後の各年度の運営計画）を記載してください。

⑤収支計画

事業期間中の収支計画、収入増加につながる取組みについて、具体的に記載してください。

⑥提案者の能力・実績等

本事業を実施するにあたり活用される企業特徴を記載してください。

また、本事業に類する事業の実施実績があれば記載してください。

⑦商品構成と販売戦略

拠点で取り扱う商品の発掘方法、選定条件と、その販売戦略について提案してください。

食品に偏重した商品構成を見直すとともに、県伝統工芸品をはじめとする県産品の背景にある物語（ヒト、コト、モノ、場の魅力）を伝える工夫も含め具体的に提案してください。

⑧インターネットを用いた拠点の情報発信、県産品の販売促進

インターネットを用いた拠点の情報発信及び、県産品のEC市場における販売促進手法について、提案してください。

⑨拠点への誘客促進策

拠点への誘客を促進するための手法について提案してください。

⑩独自提案

事業の目的を達成するために提案者独自の工夫や手法を提案してください。

例えば、岐阜ならではの土産品の開発や、周辺施設・地域と連携した賑わい創出事業を行うこと、また、本事業における売上は、運営事業者の収入となりますが、運営事業者から県に対して納付金を納めるという提案も可とし、評価の対象とします。

3 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公開・配布	令和5年7月7日（金）～ 8月7日（月）正午
② 募集要項等に関する質問受付	令和5年7月7日（金）～ 7月21日（金）正午
③ プロポーザル参加申込受付	令和5年7月7日（金）～ 7月31日（月）正午

④ プロポーザル企画提案書受付	令和5年7月7日（金）～ 8月7日（月）正午
⑤ プロポーザル評価会議	令和5年8月下旬（予定）
⑥ 評価結果の公表・通知	令和5年8月下旬（予定）

（２）募集要項等の配布

- ①配布期間 令和5年7月7日（金）～ 8月7日（月）正午
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）
- ②配布場所 岐阜県商工労働部 県産品流通支援課 県産品振興係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階
- ※募集要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲載します。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>
（トップ＞県政情報＞入札・公売＞公募型プロポーザル）

（３）質問事項の受付、回答

- ①受付期間
令和5年7月7日（金）～7月21日（金）正午（必着）
- ②提出方法
プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書 **別紙1** を、県産品流通支援課あてに郵送、ファクシミリ又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）を添付し提出してください。
※提出した場合は、届いているかの確認を電話にて行ってください。
※メール送信の際は、件名に「県産品販売・情報発信拠点「THE GIFTS SHOP」運營業務」と記したうえで送信してください。
- ③回答方法
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、随時、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲載します。（令和5年7月28日（金）までに回答します。）
<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>
（トップ＞県政情報＞入札・公売＞公募型プロポーザル）

（４）プロポーザル参加申込書の受付

- ①受付期間
令和5年7月7日（金）～7月31日（月）正午（必着）
- ②提出書類
ア 参加申込書 **別紙3**
イ 共同体構成員届出書 **別紙3-2**（該当する場合のみ）
ウ 共同体協定書 **別紙3-3**（該当する場合のみ）
エ 共同体委任状 **別紙3-4**（該当する場合のみ）
- ③提出方法
・県産品流通支援課あてに持参又は郵送により提出してください。
なお、提出は紙によるものとし、電子ファイルでの提出は受け付けません。
・持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで（最終日の7月31日（月）は正午まで）とします。
・郵送の場合は、簡易書留等配達記録の記録が残るものとし、令和5年7月31日（月）正午必着としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。
- ④提出部数 1部

(5) 企画提案書等、書類の受付

①受付期間 令和5年7月7日（金）～ 8月7日（月）正午（必着）

②提出書類

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式1

※参考・説明資料が必要な場合は添付のこと。表紙以外は様式任意

※法令等の規定による官公所の免許、許可又は認可が必要な事業提案を行う場合には、当該免許、許可又は認可を受けている又は受ける見込みがある旨を記載すること。

イ 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2

ウ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式3

エ 社会的課題への取り組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式4

オ その他、企画提案内容の説明に必要な資料

③提出部数

8部（正本1部、副本7部。ただし、参考・説明資料含む。）

④提出方法

・県産品流通支援課あてに持参又は郵送により提出してください。

・持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで（最終日の8月7日（月）は正午まで）とします。

・郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、令和5年8月7日（月）正午必着としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

⑤その他

プロポーザル評価会議において、企画提案書等を使用してプレゼンテーションを実施してください。必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての留意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 県産品販売・情報発信拠点「THE GIFTS SHOP」運營業務プロポーザル評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

エ 他の提案者と応募の内容又はその意思について相談を行った場合

オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

ク 募集要項に違反すると認められる場合

ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて企画提案参加者が負うものとします。

③複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え、又は再提出は認めません（軽微なものを除く）。

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は全て参加者負担とします。

⑦その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を、県産品流通支援課に持参又は郵送により申し出てください。

（7）関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

岐阜県 商工労働部 県産品流通支援課 県産品振興係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階

TEL：058-272-1111（内線3816）

FAX：058-278-3563

E-mail：c11370@pref.gifu.lg.jp

（注意1）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

（注意2）メール送信の際は、件名に「県産品販売・情報発信拠点「THE GIFTS SHOP」運営業務プロポーザル評価会議」と記載したうえで送信してください。

第3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「県産品販売・情報発信拠点「THE GIFTS SHOP」運營業務プロポーザル評価会議」が行います。

なお、プロポーザル評価会議における評価は、評価項目及び評価内容（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 プロポーザル評価会議

（1）開催日時

令和5年8月下旬予定

※時間については、後日、企画提案参加者にそれぞれ通知します。

（2）開催場所

岐阜県庁（岐阜市藪田南2丁目1番1号）（予定）

（3）企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20分間以内

評価会議構成員からの質疑 15分間程度

（4）注意事項

・正式な開催日、開催時間、指定時間及び開催場所については、後日、企画提案者に通知します。

- ・プレゼンテーション参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。
- ・プレゼンテーションの際、新規に資料を追加すること、及びパワーポイント機材等を使用することはできません。企画提案書受付期間内に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した追加の紙資料は提出可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。

3 プロポーザル評価基準

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

上記の評価項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の審査を行い、構成員が評価・採点します。

(1) 順位の付与

プロポーザル参加者ごとの評価点の合計を比較し、高い点の者から順位を付します。ただし、評価点の合計が同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決するものとします。

(2) 提案者が一者又ははない場合の取扱い

提案者が一者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合には、再度公募を検討します。

2 選定結果等の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が二者の場合には公表しません）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第5 契約の締結

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することがあります。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様書の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において評価会議構成員の評価点の合計が次に高い提案者と協議を行うこととします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができ

ます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、受託者は引き継ぎを行うものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、受託者は円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

最優秀提案者が、県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第8 問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 県産品流通支援課 県産品振興係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階
TEL : 058-272-1111 (内線3816)
FAX : 058-278-3563
E-mail : c11370@pref.gifu.lg.jp

別表

プロポーザル評価基準（評価項目及び評価内容）

【評価方法】

- ①下表に基づき、評価点を算出し、その合計を総評価点とする。
 ②評価会議構成員の総評価点の合計の6割を基準点とする。基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
 ③総評価点の高い順から順位点を付す。（1位＝1点、2位＝2点、…）
 ④各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い提案者を最優秀提案者として選定する。

評価項目及び評価内容			評価基準点				
① 拠点運営に関する提案（105点）			大変優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	事業方針	・事業の実施目的やショップのコンセプトを理解し、県産品の魅力発信、販路開拓に資する提案となっているか。	10	8	6	4	2
2	店舗運営計画・運営体制	・店舗のレイアウトや商品構成、販売戦略等、運営計画が具体的に作成されているか。 ・必要な業務と対応する人員の計画は妥当なものとなっているか。	10	8	6	4	2
3	スケジュール	・開店時期に合わせた計画が立てられているか。 ・事業提案とスケジュールが整合しているか。	10	8	6	4	2
4	収支計画	・事業内容と収支計画が整合しているか。 ・収支計画は実現可能なものであるか。	10	8	6	4	2
5	商品の調達・製造事業者へのフィードバック	・商品の調達手段、県産品の発掘方法、選定手法が提案されているか。 ・販売結果等を製造事業者にフィードバックする仕組みが考えられているか。	15	12	9	8	4
6	商品の展示・販売方法の工夫	県産品の背景にある物語（ヒト、コト、モノ、場の魅力）を伝える工夫がされているか。 ・県伝統工芸品の展示・販売方法に工夫がされているか。	20	16	12	8	4
7	EC市場へのPRや販売戦略	・インターネットによる拠点PRやEC事業における知見を有しているか。 ・EC市場を通じて国内外への販路開拓が可能であるか。	15	12	9	8	4
8	独自提案	・提案者ならではの拠点運営に係る提案事項があるか。 （例：新たな土産品の開発や、周辺施設・地域と連携した販路創出、県への納付金等）	15	12	9	6	3
② 提案者の能力・実績等（45点）			大変優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	経営基盤	・財務状況に問題がないか。	10	8	6	4	2
2	業務遂行能力	・業務の遂行見込みがあるか。 ・業務を遂行できる体制となっているか。	10	8	6	4	2
3	実績	・店舗運営、物品販促等、本事業に活用できる事業実績があるか。 ・事業を効果的に実施するためのネットワークを有しているか。	20	16	12	8	4
4	社会的課題への取り組み	「仕事と家庭の両立支援」、「障がい者雇用」「若者の採用・育成」といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。（1取組：3点、2取組：4点、3取組：5点）	5	4	3	0	
計（150点満点）							